ACSES ニュースレター_２２５１号（2022 年 1 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇麻薬を含有する危険ドラッグの発見について<厚生労働省>
◇繊維工場で木造工場 1 棟全焼の火災　従業員 2 人にケガなし　静岡・菊川市<放送報道>
◇廃タイヤ火災　鎮火見通し立たず　広島・安芸高田市<放送報道>
◇カラー・パーマ剤でかぶれ「職業病」　理美容師、労災認定されやすく　厚労省有識者検討会が了承<新聞報道>
◇米軍三沢基地の外で PFOS、目標値の 2 倍　消火用水流出問題で調査<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等<消費者庁>
・「早く帰りたくて赤信号横断」事故の原因となる歩行者、加害者として摘発されるケース相次ぐ<新聞報道>
・名古屋大元院生の論文に不正 化合物実験データ捏造など 12 件<Web 報道>
・共通テスト 試験中に問題撮影し外部に送信か 警視庁が捜査<放送報道>
◇事故、事件の続報
・日大への私学助成金、不交付へ　田中前理事長らの起訴受け<新聞報道>
・統計不正、4 兆円過大計上か　20 年度の全体 5%相当　朝日新聞試算<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・工場等での粉じん作業で使用する防じんマスクの回収について　～販売者が回収・交換を行っています～<厚生労働省>
・フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者の許可取消しを行いました <経済産業省>
・サイバー攻撃対策、経営責任に　政府、重要インフラ強化<Web報道>
・京大 霊長類研究所元教授 研究不正問題で懲戒解雇相当の処分<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発 マイナス30度の液体約4トン漏えい パイプ損傷か<放送報道>
[災害対策]
・防災気象情報を改善へ　シンプルに、検討会初会合<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医薬品
◇アフターピル処方「内診」求めず　厚労省専門部会、添付文書を改訂<Web 報道>
[4] 廃棄物関係
◇産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和２年度）について<環境省>
[5] 温暖化対策関係
◇脱炭素、企業向け融資拡充　無利子で最大 67 億円< Web 報道>
[6] 環境安全関係

大犬の陰嚢（オオイヌノフグリ）

◇化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の策定について〈環境省〉
◇太陽光発電、初の抜本見直し要求　土砂災害懸念、環境相が経産相に〈Web 報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［調査結果］　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　14 件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇「早く帰りたくて赤信号横断」事故の原因となる歩行者、加害者として摘発されるケース相次ぐ〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇**麻薬を含有する危険ドラッグの発見について**

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0WaZ0SHYhSbm_YtY
本日14:00、東京都より、別添のとおり記者発表を行った旨の連絡がありましたので、お知らせします。
別添
東京都における報道発表資料
https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000770251.pdf
麻薬を含有する危険ドラッグの発見について
都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。
インターネット試買した物品について検査を行ったところ、以下の物品から「麻薬及び向精神薬取締法」で規定される「麻薬」を検出しました。
このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。
【麻薬検出物品】現品写真は裏面のとおり

サイト上の物品名	マシュマローハーブティーStrong
性状　（ 内容 量）	植物片（1 包中３ｇ入り）
製造　（ 輸入 ）者	不明（現品に表示がなされていない）
入手方法 等 インターネット	（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
検 出 成 分	１袋中に「CUMYL-PEGACLONE」を８３ｍｇ検出

これらの物品をお持ちの方へ
上記の物品は、「麻薬」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、「所持、譲り受け、使用」も厳しく規制されます。
上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。
都民の皆様へ
危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き 起こす場合があり、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用等し ないでください。

【東京都にお住まいの方の窓口】
東京都福祉保健局健康安全部薬務課
電話 ０３－５３２０－４５０５（直通）［午前９時から午後５時まで］

◇繊維工場で木造工場１棟全焼の火災　従業員２人にケガなし　静岡・菊川市
＜静岡朝日テレビ　2022 年 1 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/652dbe486d230defbbb3fa8f37857b79153fbc39

24日午前、静岡県菊川市の織物工場で火事があり木造の工場1棟を全焼しました。この火事によるけが人はいませんでした。

午前11時すぎ菊川市嶺田の織物工場で「機械から煙が出ている」と従業員から消防に通報がありました。火はおよそ3時間後に消し止められましたが敷地内にあった工場2棟と倉庫のうち木造平屋建ての工場1棟が全焼しました。出火当時、工場には従業員2人がいましたが避難し無事でした。

警察によりますと、火元は工場内で使っていた機械のコンセント部分と見られ工場内にあった製品の洋服も焼けたということです。

警察と消防は火事の原因を詳しく調べています。

◇廃タイヤ火災　鎮火見通し立たず　広島・安芸高田市
＜広島放送　2022 年 1 月 25 日＞　https://hiroshima.jimoto-news.com/hiroshima-news/82867

「広島・安芸高田市八千代町勝田地区です。建物の奥にオレンジ色の炎と、時折り、激しく黒煙が上がっているのが確認できます。辺りはゴムが焼けたにおいがしています。」

広島県安芸高田市八千代町にある工場の敷地内で２１日夜、発生した廃材のタイヤや建物を焼いている火事…。２４時間態勢で消火活動が続き、火の勢いは弱まっているものの、まだ鎮火の見込みは立っていないということです。

２５日朝からは消防と警察が実況見分をして出火原因や被害状況を調べています。これまでにけがをした人は確認されておらず、周りの山への延焼の恐れはないということです。

◇カラー・パーマ剤でかぶれ「職業病」　理美容師、労災認定されやすく　厚労省有識者検討会が了承
＜朝日新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15183065.html

理美容師がヘアカラー剤やパーマ剤を使ったことで皮膚のかぶれを負った場合に、労災と認められやすくなる見通しになった。厚生労働省の有識者検討会が 24 日、ヘアカラー剤などに含まれる化学物質が原因で起きる皮膚障害を、業務上疾病（職業病）と認める報告書案を了承した。

認定されたのは、主にヘアカラー剤に含まれる「パラトルエンジアミン」と、パーマ剤に含まれる「チオグリコール酸アンモニウム」。人によってはアレルギー反応による皮膚のかぶれなどの症例が報告されていた。

理美容師が仕事で皮膚炎を起こすことは多い。2002 年以降、有識者検討会でパーマ剤などによる皮膚障害が職業病にあたるか検討されてきたが、原因となる物質を特定できず、認定されなかった。

1978 年度～16 年度に、理美容師の皮膚障害が労災に認定された事例は 128 件あった。職業病と認められることで、労働基準監督署が化学物質によって起きたものだと判断しやすくなる。今後は今春以降をめどに、別の有識者検討会でも議論し、正式な決定をすることになる。

◇米軍三沢基地の外で PFOS、目標値の２倍　消火用水流出問題で調査
＜朝日新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1T362FQ1SULUC00M.html

米軍三沢基地内の消火システムから消火用水約 760 リットルが流出した問題で、青森県三沢市は、基地外で行った水質調査の結果を明らかにした。

２カ所で調査し、そのうち１カ所のサンプルから、発がん性が疑われる有機フッ素化合物「PFOS（ピーフォス）」などの濃度が環境省の暫定目標値（1 リットルあたり 50 ナノグラム以下）の２倍となった。

市は、基地から同化合物を含む泡消火剤が流出した可能性が高いとするものの、小桧山吉紀市長は「人体や環境にどのような影響があるか不明」とコメントを出した。

今後は、県や国などの関係機関の意見を聞きながら、対応を協議していく方針だという。

・米軍基地の PFOS 流出、調査値やっと発表　日米の合意待ち 4 カ月
＜朝日新聞　2021 年 12 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDX667MPDXTIPE019.html
---

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等
＜消費者庁　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027391/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220125_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油ストーブ（開放式）２件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち照明器具１件、電子レンジ１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うち携帯電話機（スマートフォン）１件、電動アシスト自転車１件、ミシン１件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、エアコン１件）

・「早く帰りたくて赤信号横断」事故の原因となる歩行者、加害者として摘発されるケース相次ぐ
＜読売新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220125-OYT1T50104/
------＞ *末尾［付録］*

・名古屋大元院生の論文に不正 化合物実験データ捏造など 12 件
＜共同通信　2022 年 1 月 24 日＞　https://nordot.app/858262308407984128?c=39546741839462401

名古屋大は 24 日、大学院博士課程に在籍していた元学生が執筆した学術論文に、実験データの捏造など 12 件の不正が見つかったと発表した。元学生は「理想のデータに近づけるため故意にやった」と認めているという。

名大によると不正は 2020 年 11 月、元学生の自己申告で発覚。学内に設置した調査委員会が調べたところ、化合物の実験結果を示す図表の加工に加え、分析データの数値の捏造や改ざんがあることを確認した。

論文は学術誌に掲載されたが、元学生が所属していた研究室が再実験を実施し、正しいデータに訂正した。結論部分に影響はなかったという。

・共通テスト 試験中に問題撮影し外部に送信か 警視庁が捜査
＜NHK　2022 年 1 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220126/k10013450031000.html
今月行われた大学入学共通テストについて、試験中に問題が撮影されて外部に送られ不正が行われたという情報が文部科学省に寄せられ、通報を受けた警視庁が偽計業務妨害の疑いがあるとして捜査を始めたことが分かりました。
関係者によりますと、今月 15 日と 16 日に行われた大学入学共通テストのうち、初日の 15 日の午前中に行われた「地理歴史」の中の世界史の問題用紙が試験中に撮影されて外部に送られ、不正が行われたという情報が文部科学省に寄せられました。
情報提供者は東京の大学生と名乗り、ネット上で知り合った受験生とみられる人物から試験問題の画像が送られてきて、試しに解いてほしいと依頼されたので解答したが、その後、大学入学共通テストの試験中に実際の問題が送られていたことに気付いたとしています。
SNS 上にも、受験生とみられる人物から送られてきたという試験問題を撮影した画像が投稿されていて、共通テストを実施している大学入試センターは詳しい経緯の確認を進めるとともに警視庁に通報しました。
警視庁は、公平に実施されるべき試験を妨害したり、大学入試センターに本来の業務ではない調査を行わせたりした、偽計業務妨害の疑いがあるとして捜査を始めました。
今後、関係する人物の特定を進め、詳しいいきさつを調べることにしています。

◇事故、事件の続報

・日大への私学助成金、不交付へ　田中前理事長らの起訴受け

＜毎日新聞　2022 年 1 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220124/k00/00m/040/087000c

前理事長らが起訴された日本大学について、日本私立学校振興・共済事業団が今年度の経常費補助金（私学助成金）を不交付とする方向で検討していることが、関係者への取材で判明した。26 日の運営審議会で最終判断する見通し。日大は 2020 年度、満額の約 90 億円を受給しており、巨額の財源に穴が開くことで、今後の経営に影響が及ぶ可能性がある。

日大を巡っては、田中英寿前理事長が所得税法違反罪で、井ノ口忠男元理事が背任罪で起訴された。同事業団の取り扱い要領では、学校経営に関わる事件で法人役員や教職員が逮捕・起訴された場合、私学助成金が不交付や減額の対象になると規定されている。

私学助成金は、文部科学省が、外郭団体の同事業団を通じて交付。いったん不交付となると、翌年度も原則不交付となり、運営に改善が認められれば、減額幅が 75%、50%、25%と毎年縮小され、6 年目に満額支給に戻る仕組みとなっている。

経営上は大きな打撃となるが、日大は今月 11 日に文科省に提出した文書で「学生・生徒の教育環境に関係する事業は、計画どおり遂行する」と説明。学費の値上げなどについても、加藤直人理事長兼学長が「そういう影響がないように対応していく」と明言した。

日大はアメリカンフットボール部の悪質タックル問題を起こした 18 年度にも、私学助成金を 35%減額されている。

・統計不正、4 兆円過大計上か　20 年度の全体 5%相当　朝日新聞試算

＜朝日新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1S6K4LQ1SUTIL01C.html

国の基幹統計「建設工事受注動態統計」の不正をめぐり、国土交通省の本省職員が受注実績を無断で書き換えて二重計上していたことで、2020 年度の統計が約 4 兆円過大になっていた疑いがあることがわかった。実績全体の 5%に相当し、巨額の訂正が必要になる。13～19 年度は二重計上したデータの量がより多く、さらに大幅に過大だったことになる。

公表データを基に、朝日新聞が複数の専門家の助言を受けて試算した。この統計の開始当時に標本の抽出方法の設計に携わった横浜市立大の土屋隆裕教授（統計調査）は、この試算について「誤差は生じるだろうが、考え方は妥当」と評価。総務省統計委員会委員長で統計数理研究所長の椿広計氏は「試算の仮定は合理的で、概数は把握できよう。統計委としても国交省に対し数値の是正を要請している」とした。

政策立案の前提であり、国内総生産（GDP）計算の材料でもある基幹統計が、データ改ざんによって兆単位で過大になっていた疑いが出てきたことは、開会中の通常国会で議論になるのは必至だ。統計法は、真実に反する基幹統計を故意に作成することを禁じており、罰則もある。すでに事務次官ら 10 人が処分されているが、国交省による検証が進めば、処分が重くなったり対象が拡大したりする可能性がある。

同省は 20 年度の統計を二つ公表しており、朝日新聞はこれらを用いて試算した。二つの統計は、データ書き換えで二重計上が生じた「書き換え後統計」（①）、書き換え前のデータで集計した「書き換え前統計」（②）。②には 21 年度から新たに導入された集計手法（新集計）がさかのぼって使われている。新集計では、旧集計に新たに、未回答の部分を埋めて補正するための係数をかけるが、この係数は公表されておらず、①と②は単純には比較できない。そこで、この係数を公表データを用いて大まかに割り出し、それを使って①と②を同じ条件にして比較したところ、1 年間で約 4 兆円過大になっていた。検証委員会による 14 日公表の報告書に記載された、国交省が過去に行った検証の内容も参考にした。

影響、さらに波及の恐れ

今回の問題では、遅くとも 0…

・「すべての数字を消す」国が指示　消しゴムで書き換えた統計データ

＜朝日新聞　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDG6QJZPDGUTIL054.html

---

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・工場等での粉じん作業で使用する防じんマスクの回収について
～販売者が回収・交換を行っています～

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wznmGzj7Hmjn5_VRY

このたび、工場や建設現場等で粉じんやヒューム等の吸入を防止するための呼吸用保護具である防じんマスク（使い捨て式）について、出荷後に時間が経つと粉じんを捕集する能力が低下し、国家規格を下回るようになる製品があることが判明しました。このため、厚生労働省では販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、直ちに使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ホームページでその事実を公表します。（詳細は別添をご参照ください）

1　問い合わせ先
■販売者　　クラレクラフレックス株式会社
電話　：03-6701-1390
受付時間　：月～金、10 時～17 時
ＵＲＬ　：https://www.kuraflex.com/contact/　（問い合わせフォーム）
所 在 地　：東京都千代田区大手町 2－6－4 常盤橋タワー
（本社　大阪市北区角田町８－１梅田阪急ビルオフィスタワー）
2　回収・交換対象の防じんマスク（使い捨て式防じんマスク）
製品名：クラトミック ®マスク
検定合格番号：第 TM741 号（マスク表面に印字）
製造年月：2019 年 10 月、2019 年 12 月、2021 年 9 月（マスク表面に印字）
個　数：83,000 枚　（25 枚／箱）（自主回収で 200 枚は回収済み・回収率 0.24%）
回収対象品の販売期間：令和２年１月以降
3　健康被害のおそれについて
当該製品は、出荷前の試験では粒子捕集効率は国家規格値を上回っていたものの、出荷後に性能が低下した製品を使用し続けた場合には、健康への影響が否定できないとの判断で回収となったものです。当該製品をお持ちの方は、使用を直ちに中止し、回収に応じてください。

別添　　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000886187.pdf

・フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者の許可取消しを行いました

＜経済産業省　20221 年 1 月 24 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220121001/20220121001.html?from=mj

本日、環境省及び経済産業省は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）に基づく第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者である株式会社ＦＵＳＯに対し、法第55条及び法第67条の規定に基づき第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者の許可取消しを行いました。概要は以下のとおりです。

1.概要

第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者である株式会社FUSOは、今般、同社の第一種フロン類再生施設及びフロン類破壊施設その他再生及び破壊事業に関わる全てを第三者へ譲渡する契約を締結し、譲渡を行ったことから、同社は、法第51条の第一種フロン類再生業者及び法第64条のフロン類破壊業者に係る許可の基準に不適合となったため、法第55条及び法第67条の規定に基づき第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者の許可の取り消しを行いました。

なお、同社に対しては、環境省及び経済産業省から令和2年12月25日付フロン類の再生及び破壊に関する勧告を実施しています。当該勧告のうち、同社が保管するフロン類のうち破壊目的で引き取った量に相当するフロン類について、法に定める基準を遵守しながら、3年以内に破壊を完了させることとする勧告については、今般の同社の事業譲渡に伴い、未完了となりますが、当該未処理のフロン類については、同社の事業が譲渡される第三者において、適切に処理される予定です。環境省及び経済産業省としては、当該未処理フロン類が適切に処理されるよう引き続き状況を確認していきます。

2.許可取消しの内容
法第50条第１項の第一種フロン類再生業者の許可の取消し
法第63条第１項のフロン類破壊業者の許可の取消し
3.参考（会社概要）
会社名：株式会社FUSO（法人番号：6010001103464）
代表者：代表取締役 遠藤 進
本社所在地：東京都中央区日本橋浜町三丁目3番1号トルナーレ日本橋浜町214
許可番号：再生業 27S0008、破壊業 30H0117
主な事業：
ガス検知器、環境計測機器等の開発、製造、販売及び輸出入
フロンガスの回収、破壊、再生及び販売 など

・サイバー攻撃対策、経営責任に　政府、重要インフラ強化
＜共同通信　2022 年 1 月 23 日＞　https://nordot.app/857539263618154496?c=39546741839462401

・京大 霊長類研究所元教授 研究不正問題で懲戒解雇相当の処分
＜NHK　2022 年 1 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20220125/2000056974.html
京都大学霊長類研究所の元教授がデータをねつ造した論文を発表し研究不正があったと認定された問題で、大学は、元教授に対し懲戒解雇相当の処分にしました。
この問題は、京都大学霊長類研究所の正高信男 元教授（６７）が、平成２６年から令和元年にかけて発表した４つの論文について、実験が行われた事実が確認できず、元教授が聞き取り調査にも応じなかったことから、大学側がデータをねつ造する研究不正があったと認定したものです。
これについて京都大学は、大学の信用や名誉を傷つけたなどとして２５日、元教授に対し、懲戒解雇相当とする処分にしたと発表しました。
また、大学は元教授に対してこれまでに論文の撤回を勧告していますが、直接、本人とは連絡が取れない状況が続き、今も論文は取り下げられていないということです。
京都大学は、「このような事態が生じたことは誠に遺憾で、全学をあげて再発防止に取り組む」としています。

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・福島第一原発 マイナス 30 度の液体約 4 トン漏えい パイプ損傷か
＜NHK　2022 年 1 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220123/k10013445291000.html
福島第一原子力発電所で、建屋の周りに“氷の壁”を作って地下水の流入を抑える「凍土壁」のうち地盤を凍らせるために地下に埋め込んだパイプに注入している液体がおよそ 4 トン漏れ出るトラブルがありました。東京電力は、パイプの一部が損傷した可能性があるとみて、場所の特定を急ぐとともに、補修することにしています。
東京電力によりますと、1 月 16 日、福島第一原発で、建屋の周りの地盤を凍らせるために使うマイナス 30 度の液体を入れたタンクのうち 4 基中 2 基で水位が下がり、凍土壁の周辺を確認したところ、この液体がたまっている場所を発見したということです。
漏れ出た液体は地盤を凍らせるための「冷媒」の役割を果たす塩化カルシウム水溶液で、タンクの水位からおよそ 4 トンが漏れたと推定されるということです。
また、この液体は有害物質ではなく、環境への影響はないとしたうえで、「冷媒」が漏れても、「凍土壁」そのものが溶け始めるまでには数か月の余裕があり、地下水の流入を抑える機能は保たれているとしています。
東京電力は、パイプの一部が損傷した可能性があるとみて、場所の特定を急ぐとともに、補修することにしています。
「凍土壁」の運用は 2016 年に始まりましたが、去年は凍土壁の一部で地中の温度が 0 度を上回る状態が続くトラブルが発生していて、東京電力が原因究明と対策を進めています。

[災害対策]

・防災気象情報を改善へ　シンプルに、検討会初会合

＜共同通信　2022 年 1 月 24 日＞　https://nordot.app/858295789751615488?c=39546741839462401

気象庁は 24 日、大雨警報といった防災気象情報に関する有識者検討会の初会合をオンラインで開いた。複雑化している情報を整理し、シンプルで分かりやすい発表に改善することを目的に、国土交通省を交えて議論する。不定期で開催し来年冬ごろまでに報告書を公表する予定。

気象庁はこれまで、災害発生時に防災気象情報が適切に発信できたかを検証し、新たな情報発表の仕組みを作るなどの改善を進めてきた。しかし、有識者から「情報の数や不明瞭な名称が多い」との指摘があり、分かりやすく伝わるように整理を求められていた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Feo4BDptBfX0vpY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzHrU5vIKsZodXZZY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年１月 25 日版）

＜厚生労働省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zzXvV5_MLsJscXNdY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-kzi0MQ8h6wrZiBY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7Fuk7BzluBvbx7ZY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x3CPxzf0kzDw7x1Y

・文部科学省における新型コロナウイルス感染者の発生について（令和４年１月 25 日）

＜文部科学省　20221 年 1 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcHac4A5krgf2bG

・新型コロナウイルス感染者について

＜経済産業省　20221 年 1 月 25 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220124004/20220124004.html?from=mj

---

◇マスコミ報道　見出し

・世界の感染者、4 週連続過去最多　拡大止まらず、死者数 5 万人近く

＜共同通信　2022 年 1 月 25 日＞　https://nordot.app/858454995506642944?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇新型コロナウイルス感染症:まん延防止重点措置、基本的対処方針 変更

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和４年１月 25 日　特別号外　第 10 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220125/20220125t00010/20220125t000100001f.html

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和４年１月 25 日　特別号外　第 10 号　1～15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220125/20220125t00010/20220125t000100001f.html

------> 次号掲載予定

◇「まん延防止」　新たに 18 道府県適用を分科会に諮問 政府

＜NHK　2022 年１月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220125/k10013448631000.html

新型コロナ対策で政府はまん延防止等重点措置について、関西３府県など 18 道府県を追加し期間は 27 日から来月 20 日までとするとともに、今月 31 日までとなっている沖縄、山口、広島の３県の期限を来月 20 日まで延長する方針を専門家でつくる分科会に諮りました。これによって重点措置の適用地域は 34 の都道府県に拡大されることになります。

感染症などの専門家でつくる政府の「基本的対処方針分科会」は午前 10 時半ごろから開かれています。

新型コロナ対策を担当する内閣府の黄川田副大臣は

▽まん延防止等重点措置を適用する地域に大阪、京都、兵庫の関西３府県や北海道、福岡など合わせて 18 道府県を追加し、期間は 27 日から来月 20 日までとする方針を諮りました。

また

▽今月 31 日までとなっている沖縄、山口、広島の３県の重点措置の期限を来月 20 日まで延長する方針も諮りました。

政府は了承が得られれば国会への事前の報告と質疑を経て対策本部を持ち回りで開き、正式に決定することにしています。

これによって重点措置の適用地域は 34 の都道府県に拡大されることになります。

・まん延防止、３０以上の都道府県に　政府、２５日に拡大決定

＜時事ドットコム　2022 年１月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022012300336&g=pol

---

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 16 号）

［官報］　令和４年１月 25 日　本紙　第 661 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220125/20220125h00661/20220125h006610002f.html

○厚生労働省令第 16 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 25 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則
第十七条の二の六　（略）	第十七条の二の六　（略）
２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項	一　その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項

の規定に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から令和四年三月三十一日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じ、同一の対象被保険者に対して当該休暇を合計して二十日以上取得させた事業主 二　（略） ３・４　（略）	の規定に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から令和四年一月三十一日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じ、同一の対象被保険者に対して当該休暇を合計して二十日以上取得させた事業主 二　（略） ３・４　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 20 号）

［官報］　令和４年１月 25 日　本紙　第 661 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220125/20220125h00661/20220125h006610003f.html

○厚生労働省告示第 20 号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第二項の規定に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成九年労働省告示第百五号）の一部を次の表のように改正することとしたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和４年１月 25 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置 ⑴～⑶　（略） ⑷　新型コロナウイルス感染症に関する措置について事業主は、令和四年三月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月心中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があ	２　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置 ⑴～⑶　（略） ⑷　新型コロナウイルス感染症に関する措置について事業主は、令和四年三月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月心中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があ

るとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。以下この２において同じ。）等の必要な措置を講ずるものとする。 　また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講ずるものとする。	るとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。 　また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。

◇省庁発表

・感染拡大防止へのご協力をお願いいたします！
＜厚生労働省　20221年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N80Xr2c01jqUibWlY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました
＜厚生労働省　20221年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0WYTZ0QzIh_3eotY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　20221年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wHeIwDDJlDf36FpY

・文部科学省における新型コロナウイルス感染者の発生について（令和4年1月24日）
＜文部科学省　20221年1月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcFac4AkN7RfEbF

・新型コロナウイルス感染者について
＜経済産業省　20221年1月24日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220121004/20220121004.html?from=mj
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの供給の見通し
＜厚生労働省　20221年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2m0YbE84KRT8cUBY

・試薬不足 学校などでの濃厚接触者検査を当面見合わせ　名古屋
＜NHK　2022年1月24日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220124/k10013447611000.html
名古屋市は、PCR検査の試薬が不足し始めているとして、学校や事業所などで新型コロナウイルスの感染者が出た場合に行っていた濃厚接触者の検査を当面見合わせると発表しました。
市は濃厚接触者と疑われ症状が出ていない場合は自宅に待機して様子を見るよう呼びかけています。
名古屋市は、新型コロナウイルスへの対応について24日午後、緊急の記者会見を開き、PCR検査の試薬や抗原検査キットが不足し始めているとして、学校や事業所などで感染者が出た場合に行っていた濃厚接触者のスクリーニング検査を当面見合わせると発表しました。
この中で、名古屋市健康福祉局の浅井清文医監は「検査試薬がしっかりあれば濃厚接触者で無症状の人も検査するのが理想だが現実はそうはいかない。無症状の人はなるべく自宅で待機し、資源を症状がある人に振り向けてほしい」と述べ、濃厚接触者と疑われる場合でも症状が出ていなければ検査を控えるよう協力を求めました。
そのうえで、そうした人に対し感染者と最後に接触した日から10日間は自宅に待機して外出を自粛し、症状が出た場合には医療機関に連絡して受診するよう呼びかけました。
市ではこうした措置により、重症化のリスクが高い基礎疾患のある人や高齢者などへの検査態勢を確保したいとして

います。

・アビガンの不適切処方発覚受け、厚労省が全国実態調査…自宅療養者に服用させていないか確認
＜読売新聞　2022 年１月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220123-OYT1T50197/
　千葉県いすみ市の公立病院「いすみ医療センター」が、新型コロナウイルス対策として、抗ウイルス薬アビガンを不適切に処方した問題で、厚生労働省が全国の実態調査に着手した。コロナ治療薬としては未承認のアビガンを、同病院のように国の通知に反して自宅療養者に服用させたケースなどがないか調べる。
　厚労省は、コロナ用の飲み薬がなかった２０２０年４月、「観察研究」という枠組みでアビガンの使用を認めた。ただ、動物実験で胎児に奇形が生じる副作用が確認されている薬のため、厚労省は医療機関に「自宅療養での投薬はできない」と通知。処方を入院患者に限定し、薬剤管理と安全対策の徹底を求めていたが、昨年１２月２８日、別の飲み薬が承認されたことなどを理由に、観察研究で提供するのを打ち切った。
　調査は昨年１２月２７日に始まり、対象は研究に参加した約１２００施設。厚労省は処方した患者の人数や、すべて入院患者だったかどうかを尋ねている。自宅療養者や外来患者に処方したと答えた施設には、その理由や患者が飲み残したアビガンを回収したかどうかも回答を求めている。３月末をめどに結果をまとめる。
　いすみ医療センターでは昨年８～９月、１４歳以下の２人を含む自宅療養者１１５人に処方。同年１２月の問題発覚まで、飲み残したアビガンを回収していなかった。重篤な副作用は確認されていない。
　研究代表者の土井洋平・藤田医科大教授は「感染が拡大し、研究が始まった頃、アビガンはコロナの治療薬として期待されていた。だが、最終的な有効性が確認されず、承認が下りないまま投与が続き、今回のような事例を生んでしまった」と話した。
　◆アビガン＝新型インフルエンザ治療用として承認された飲み薬で、厚生労働省が備蓄・管理している。新型コロナウイルスに感染した患者向けの治療薬として２０年１０月に承認申請されたものの、厚労省の専門家部会は同年１２月、「効果を確認できない」と継続審議にしている。

・ワクチン接種後死亡の救済制度、認定進まず　判断基準なく自治体戸惑い
＜京都新聞　2022 年１月 25 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/718209

・抗原検査キット、国内で増産　オミクロン株拡大で品薄に
＜共同通信　2022 年１月 24 日＞　https://nordot.app/858289947002241024?c=39546741839462401

・ファイザー オミクロン株対応ワクチンの臨床試験開始と発表
＜NHK　2022 年１月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220126/k10013450061000.html
・米、一部抗体薬の使用制限　オミクロン株に効果なし
＜時事ドットコム　2022 年１月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022012500473&g=int
　米食品医薬品局（ＦＤＡ）は２４日、米イーライリリーと米リジェネロン・ファーマシューティカルズがそれぞれ開発した新型コロナウイルスの抗体薬について、使用を制限すると発表した。変異株「オミクロン株」への効果が期待できないことが理由。

・アメリカでワクチン接種の義務化に反対する大規模な集会
＜NHK　2022 年１月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220124/k10013446491000.html
---

◇大学等関係
・一斉休校中の学習環境、保護者の学歴で差　非大卒、在宅勤務できぬ仕事多く　東大院教授らグループ調査
＜朝日新聞　2022 年１月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1L5HG6Q1GUTILOON.html
　コロナ禍による一昨年の一斉休校中、大学を卒業していない保護者の子どもは、大卒者の子どもに比べて不利な学習環境に置かれる傾向にあることが、東京大大学院教授らの研究グループの調査でわかった。背景の一つに、在宅勤務のできない仕事に就く保護者が比較的多く、子どもの学習支援が難しいことがうかがえるという。

調査は昨年2月、文部制学省の委託で実施した。小学5年・中学2年の計約1万8千人と保護者約1万7千人から得た回答のうち、一斉休校中の学習状況と家庭環境、保護者の学歴、在宅勤務状視などを照らし合わせて集計。学習環境に違いが出たか調べ、14日の中央教育審議会の分科会で結果が報告された。

休校中、「シングルマザー・非大卒」世帯の中2で週1回以上「勉強を手伝ってくれる人がいなかった」と回答したのは28・6%だった。次いで「両親とも非大卒」で23・3%、「シングルマザーー・大卒」で20・6%。一方、「両親とも大卒」では13・9%だった。

保護者には、オンラインの学習教材を使えるようにした頻度を尋ねた。小5で「両親とも大卒・在宅(していた)」層は71・4%が「よくあった」「ときどきあった」と回答。一方、「両親とも非大卒・非在宅」の層では29.5%と、大きな差が見られた。

一方で、配布されたプリント学習を「きちんとやった」と回答した中２の「両親とも大卒」の層は 78・9%、「シングルマザーー・非大卒」は 62・3%で、差は比較的大きくなかった。

調査にあたった松岡亮二・早稲田大准教授は「非大卒層の子どもが家庭学習の課題を抱え、ICT(情報通信技術)を使った学習でも家庭環境による格差が傾向として見られた。一方、何をすべきかが明快なプリント学習では比較的差は小さかった」と指摘。今後、休校の措置がとられる場合には、最も負荷のかかる層を念頭に、きめ細か
な支援とその効果の検証に取り組む必要があるとしている。

・全国の小中高・支援学校の休校状況調査へ　文部科学省
＜朝日新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1T3PM1Q1TUTIL00H.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・“マスク着用率高い地域は感染率低い”　米大学など調査
＜NHK　2022 年 1 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220125/k10013448111000.html

・濃厚接触者 検査なしでも医師が感染と診断可能に 厚労相
＜NHK　2022 年 1 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220124/k10013447951000.html
・若年層、受診せず自宅療養も容認　コロナ、外来逼迫回避へ方針転換
＜共同通信　2022 年 1 月 24 日＞　https://nordot.app/858324601793167360?c=39546741839462401

◇隔離に四苦八苦、自宅療養急増１０万人…ゴミ袋で「カーテン」・家庭内で「悪循環」
＜読売新聞　2022 年 1 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220124-OYT1T50021/

新型コロナウイルスの感染拡大で、全国の自宅療養者が１０万人を超えた。流行している変異株「オミクロン株」は重症化しにくい傾向があるとされ、入院せずに自宅で療養する人が日々増えている状況だ。感染力の強さから隔離などを行うことが難しく、家庭内感染や再感染が相次ぐ事態となっている。（古屋祐治、米山理紗）
都内男性がコロナ陽性となった娘と同室で寝るために作ったゴミ袋の「カーテン」＝本人提供都内男性がコロナ陽性となった娘と同室で寝るために作ったゴミ袋の「カーテン」＝本人提供

東京都内の戸建て住宅で、妻と息子（９）、娘（６）の４人で暮らしている４０歳代の会社員男性の一家では、今月１８日に息子のコロナ陽性がわかった。息子は２階で、残る３人は１階で過ごしていたが、２２日に娘の感染も判明。男性は「できる限りの対策をやったつもりだが……」と嘆いた。

息子は２階で一人で食事を取り、２階にあるトイレも息子専用に。１階で過ごす３人は室内でもマスクを着用し、動くたびに除菌シートで周囲を拭くなどの対策を取ってきた。

ところが、まだ幼い娘は兄と遊ぼうと寝室に入ってしまうこともある。また、保健所からもらったマニュアルでは、感染者が最後に風呂に入って風呂を洗うことになっているが、小さな子供には難しく、結局、自分か妻がやった。

娘は親と離れて寝ることができないため、ゴミ袋をテープでつないだ「カーテン」で娘と自分たちの布団を仕切って寝ている。「家の中で感染を防ぐのは限界がある」。男性は疲れた様子で話した。

２度目の感染

コロナワクチンの２回接種を終えた人が、再感染するケースも出ている。

東京都千代田区の会社員の男性（２７）は、２０２０年夏、出張先の福岡県で感染が判明し、宿泊療養施設に入った。この時は、３９度近い熱が１週間続き、せきが止まらず、味やにおいも感じられなくなった。味覚や嗅覚が戻るまでに２か月かかったといい、男性は回復後、飲み会や人混みを避け、マスクや手指消毒を徹底。昨秋にはワクチン２回接種も済ませていた。

それでも、今月１７日に発熱し、検査で再び陽性と判明したため、自宅療養に。最初の感染時とは違い、吐き気が数日続いた程度だというが、男性は「またコロナにかかるとは思わなかった。どこで感染したのか全くわからない」と、感染力の強さに驚いていた。

ホテルに入れず

自宅療養者の急増で、検査の遅れや宿泊療養施設の不足が生じ、それによって家庭内感染が広がるという「悪循環」もみられる。

自宅療養中、発熱した家族はリビングの寝床で過ごし、症状がない家族は個室を使うなどして接触を避けた＝沖縄市の女性提供自宅療養中、発熱した家族はリビングの寝床で過ごし、症状がない家族は個室を使うなどして接触を避けた＝沖縄市の女性提供

夫と子供４人（１３～２５歳）と暮らす沖縄市の事務職女性（５３）の家では、今月に入り、女性以外の感染が次々と判明。２週間以上、家族の誰かが自宅療養をしている状態が続いている。

初めに症状が出たのは次女（２３）で、４日に発熱したが、ＰＣＲ検査センターはどこも予約がいっぱいで、感染が確定したのは発熱から３日後。ホテルでの宿泊療養を希望したが、県の窓口では「空きがない」と断られた。食事の時間をずらすなどしたものの、数日おきに女性以外の家族４人の感染が判明していった。

女性は「次女が宿泊療養施設を利用できていれば、違ったかもしれない。感染者急増で対応が難しいのはわかるが、やるせない思いだ」と語った。

****

[3] ***医薬品等***

◇アフターピル処方「内診」求めず　厚労省専門部会、添付文書を改訂

＜共同通信　2022 年 1 月 24 日＞　https://nordot.app/858328135023591424?c=39546741839462401

厚生労働省の専門部会は 24 日、性交直後の服用で妊娠を防ぐ「緊急避妊薬（アフターピル）」について、薬の添付文書を改訂し、検査方法として示されていた「内診」などの記載を削除することを了承した。内診は女性の心理的な負担が大きく、市民団体から見直しを求める声が上がっていた。

緊急避妊薬は性行為から 72 時間以内に服用することで、妊娠を高い確率で防ぐことができるとされる。国内では医師の診察と処方を受ける必要がある。

専門部会は 24 日、「特定の検査が一律に必要だとすると、薬を服用する機会を逸する恐れがある」と指摘。内診などの確認方法を削除することにした。

****

[4] ***廃棄物関係***

◇産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和２年度）について

＜環境省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110443.html

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」といいます。）の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」といいます。）事案について、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料とすること等を目的として、新たに判明した不法投棄等事案の状況及び年度末時点の不法投棄等事案の残存量等を調査し、公表しています。

今般、令和２年度に係る調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの調査と併せて、全ての残存事案に係る生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」といいます。）、個々の残存事案ごとの令和２年度末時点の支障等の状況や都道府県等の今後の対応方針に関する調査についても取りまとめておりますので、お知らせします。

調査結果の概要

（１）令和２年度に新たに判明した不法投棄事案

・不法投棄件数　139 件　（前年度 151 件）　[-12 件]

・不法投棄量　5.1 万トン　（前年度 7.6 万トン）　[-2.5 万トン]

（２）令和２年度に新たに判明した不適正処理事案

・不適正処理件数　182 件　（前年度 140 件）　[+42 件]

・不適正処理量　8.6 万トン　（前年度 5.6 万トン）　[+3.0 万トン]

（３）令和２年度末における不法投棄等の残存事案

・残存件数　2,782 件　（前年度 2,710 件）　[+72 件]

・残存量　1,567.4 万トン　（前年度 1,562.6 万トン）　[+4.8 万トン]

不法投棄等の状況

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、令和２年度で年間 139 件、総量 5.1 万トン（5,000 トン以上の大規模事案４件、計 3.2 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ跡を絶たない状況にあります。

不法投棄の新規判明事案の実行者のうち、件数が最も多いのは排出事業者で 60 件（43%）、投棄量が最も多いのは、無許可業者で 1.4 万トン（27%）でした。また、廃棄物の種類では、件数が最も多いのは、がれき類で 52 件（37%）、投棄量が最も多いのは建設混合廃棄物で 1.8 万トン（34%）でした。

不適正処理についても、令和２年度で年間 182 件、総量 8.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 4.8 万トン含む。）が新規に発覚しており、いまだ撲滅するには至っていません。

また、令和２年度末における不法投棄等の残存事案は 2,782 件報告されました。残存事案に対する都道府県等の対応としては、現に支障が生じている 5 件については、支障除去措置を実施中又は実施予定であり、現に支障のおそれがある 92 件については、支障等の状況により、支障のおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査等を実施中又は実施予定であり、できる限り早期にこれらの措置を実施することが必要です。

支障等調査中と報告された 22 件については、早急に支障等の状況を明確にした上で対応し、現時点では支障等がないと報告された 2,663 件についても、必要に応じて、定期的・継続的な状況確認を行い、支障等の状況に変化が生じた場合には速やかに対応ができるようにしておくことが必要です。

不法投棄等の未然防止・拡大防止の取組

残存事案については、都道府県・政令市別及び市町村別並びに支障等の状況別にリスト化して、公表資料の中のデータの１つとして公表しております。関係者間で情報共有を図り、的確に対応していけるようにしていくことが必要です。

環境省では、不法投棄等の防止を図るため、引き続き都道府県等と連携した監視活動の強化や関係法令等に精通した専門家の派遣により都道府県等へ助言等を行う支援等に取り組みます。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明する事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進します。

都道府県等が実施する不法投棄等の支障除去等への支援

都道府県等が実施する支障の除去等の措置については、財政支援制度を設けています。

平成 10 年６月 16 日以前に行われた不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、環境大臣が支障の除去等の実施計画に同意した 18 事案（８事案については支障除去等事業完了）を対象として、国からの補助等により都道府県等の行政代執行費用を支援しています。

一方、平成 10 年６月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき、国の補助に加えて、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て造成した産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金により、都道府県等の行政代執行費用を支援しており、令和２年度末までに 88 事案に対して支援を行いました。

添付資料

不法投棄等の状況（令和２年度）の調査結果資料

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117356.pdf

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇脱炭素、企業向け融資拡充　無利子で最大 67 億円

＜共同通信　2022 年 1 月 23 日＞　https://nordot.app/857953408336543744?c=39546741839462401

****

[6] ***環境安全関係***

◇化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の策定について

＜環境省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110425.html

環境省では、水質汚濁防止法等に基づき、汚濁負荷量の削減目標、目標年度等の基本的な事項を総量削減基本方針に定め、昭和54年以来、８次にわたり関係都府県と連携して、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海で汚濁負荷量の削減に取り組んでいます。今般、第９次となる化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針を策定しました。

１．背景と経緯

（１）水質総量削減制度は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排水基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について、総合的・計画的に削減を進めることを目的としています。

（２）総量削減基本方針は、水質汚濁防止法第４条の２及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の３に基づき環境大臣が策定するもので、汚濁負荷量の削減目標量及び目標年度等の基本的な事項を定めた水質総量削減制度の根幹を成すものです。

（３）同基本方針では、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象水域とし、昭和54年以来、８次にわたり実施しています。削減の対象項目は、当初は化学的酸素要求量（COD）のみでしたが、第５次からは窒素含有量及びりん含有量を追加（計３項目）しています。

（４）第９次となる今回は、令和２年２月に中央環境審議会にその在り方について諮問し、令和３年３月に答申がなされました。この中央環境審議会答申を踏まえて内容を検討し、関係都府県知事に対する意見聴取及び公害対策会議の議を経て、新たな総量削減基本方針を定めました。

２．総量削減基本方針の概要

（１）目標年度

令和６年度

（２）削減目標量

各指定水域において、以下の観点から汚濁負荷の削減に係る施策を推進することにより、削減目標量の達成を図ることとしています。

東京湾・伊勢湾は、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しつつ、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指すとともに、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図ります。

瀬戸内海のうち、大阪湾においては、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しつつ、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など、問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することとし、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質を悪化させないこととします。

（単位：ｔ／日）

		削減目標量（令和６年度における量）	令和元年度における量
東京湾	ＣＯＤ	１５０	１５４
	窒素含有量	１５９	１６２
	りん含有量	１１．８	１２．１
伊勢湾	ＣＯＤ	１２７	１３１
	窒素含有量	１０６	１０６
	りん含有量	７．９	８．０
瀬戸内海 ※( )内の値は大阪湾	ＣＯＤ	３７２（７８）	３７４（８３）
	窒素含有量	３８９（８０）	３８０（８１）
	りん含有量	２４．６（５．３）	２４．３（５．５）

（３）汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

生活排水処理施設の整備、適切な総量規制基準の設定等の対策により、陸域からの汚濁負荷量を削減するとともに、「豊かな海」の実現のため、水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた、藻場・干潟の再生・創出、底質改善対策、窪地対策、環境配慮型構造物の採用等の取組を推進することで、総合的に水環境の改善を図ることとしています。

３．今後の予定

今般策定した総量削減基本方針に基づき、関係都府県が削減目標の達成に向けて総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行います。

添付資料

（資料１）化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）

（資料２）化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）

（資料３）化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）

◇さいたま小川町メガソーラーに係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110423.html

---

◇太陽光発電、初の抜本見直し要求　土砂災害懸念、環境相が経産相に

＜共同通信　2022 年 1 月 25 日＞　https://nordot.app/858500512322256896?c=39546741839462401

****

[7] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇４年度革新的な省 CO2 実現のための部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装・普及展開加速化事業の公募について

＜環境省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110469.html

---

◇令和４年度既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業（コスト低減化実証事業）の公募について

＜環境省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110458.html

---

[調査結果]

◇「『博士人材追跡調査』第４次報告書」の公表について

＜文部科学省　20221 年 1 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcHac4A5krgf2bH

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第１回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会開催案内　　１月31日

＜厚生労働省　20221年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wnWKwjLLljX18hhY

（１）会長の選出

（２）特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の運営について

（３）その他

・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　　1月31日

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4lWq4hLrthXV0vhY

（１）会長の選出

（２）特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の運営について

（３）その他

・原子力損害賠償紛争審査会（第 55 回）の開催について　　1 月 31 日

＜文部科学省　20221 年 1 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcFac4AkN7RfEbI

原子力損害賠償の状況について

その他

・薬事・食品衛生審議会　再生医療等製品・生物由来技術部会を開催します　　２月７日

＜厚生労働省　20221 年 1 月 24 日＞

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5VKt5RXssRLS1b9Y

公開案件

［報告事項］

議題１　次世代再生医療等製品評価指標について

非公開案件

［審議事項］

議題２　培養ヒト角膜内皮細胞（CHCEC: Cultured Human Corneal EndothelialCell）を希少疾病用再生医療等製品として指定することの可否について

［報告事項］

議題３　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条に基づく遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認及び同第１３条に基づく遺伝子組換え生物等の第二種使用等の拡散防止措置の確認を行った品目について

［その他事項］

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会（第 32 回）の開催について　　1 月 31 日

＜環境省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110449.html

（１）ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて

（２）その他

・「アジアにおける水環境改善ビジネスに関するセミナー」及び「令和４年度アジア水環境改善モデル事業公募前説明会」の開催について　　２月 10 日

＜環境省　20221 年 1 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110457.html

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　1 月 27 日

＜厚生労働省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p12HP_ekRqoEGRE1Y

（１）HPV ワクチンについて

（２）その他

・第 47 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の開催について　　1 月 27 日

＜厚生労働省　20221 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wznjW5PAIs5gfXRRY

（１）HPV ワクチンについて

（２）その他

・令和３年度温室効果ガス排出量算定方法検討会（第１回）の開催について　　２月２日
＜環境省　20221 年１月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110462.html
（１）令和３年度温室効果ガス排出量算定方法検討会について
（２）2022 年に提出する温室効果ガスインベントリの算定方法について
（３）その他
・令和３年度温泉熱の有効活用促進セミナーの開催について　　２月８日
＜環境省　20221 年１月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110471.html
（１）温泉熱有効活用に関するガイドラインと資金調達におけるポイントについて
（２）観光地資源（温泉熱等）の利用事業における金融支援について
（３）温泉熱活用（補助事業）の取組事例紹介
（４）温泉熱の有効活用に関する環境省の支援策について
・「既存インフラ等を活用した再エネ導入促進セミナー」の開催について　　２月 24 日
＜環境省　2022 年１月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110447.html
・第 103 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（開催案内）　　２月１日
＜厚生省労働　2022 年１月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xXPd7_sDuJMUV99Y
（１）特別加入制度の見直しに係る関係団体からのヒアリング
（２）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（３）その他
・高効率な石油精製技術の基礎となる石油の構造分析・反応解析等に係る研究開発委託・補助事業に係る終了時評価検討会　　２月３日
＜経済産業省　20221 年１月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43187
研究開発事業の実施にかかる終了時評価について
・科学技術・学術審議会　研究計画・評価分科会（第 79 回）　配布資料　　１月 26 日
＜文部科学省　20221 年１月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcHac4A5krgf2bK
1. 研究開発課題の評価について
2. 研究 DX の推進について
3. 分野別研究開発プラン（仮称）について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会（第３回）配布資料
１月 24 日
＜文部科学省　20221 年１月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcFac4AkN7RfEbJ
1. 共用化のためのガイドライン等の検討について
2. その他
****

[9] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係
・オランダからの生きた家きん等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　20221 年１月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220125.html
---

◇その他
・女性学長１３．２％、増やすには　現役・経験者らがシンポ
＜朝日新聞　2022 年１月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15183052.html
****

[付録]

◇「早く帰りたくて赤信号横断」事故の原因となる歩行者、加害者として摘発されるケース相次ぐ

＜読売新聞　2022 年 1 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220125-OYT1T50104/

上記［1］関係

「交通弱者」として保護されてきた歩行者が、交通事故の加害者として警察に摘発されるケースが相次いでいる。ルールを無視した歩行者の行為が引き起こす重大事故が多発しているからだ。警察は悪質な歩行者に警告書を交付する取り組みを始めるなど対策を強化している。

より重い罰則で

「早く帰りたくて信号が赤のまま横断してしまった」

歩行者として事故の刑事責任を問われ、昨年９月に重過失傷害容疑で書類送検された５０歳代の看護師の男は高知県警に対し、こう話したという。

事故は昨年７月１５日夜に高知市内の国道で発生。男は買い物帰りに子どもを抱っこして赤信号の横断歩道を渡り、バイクと接触した。バイクは転倒し、運転していた３０歳代の男性が左手の骨を折る重傷を負った。男にけがはなかった。

県警は赤信号での横断や、けがの程度から過失が重大として摘発に踏み切った。被害弁済などを踏まえて不起訴（起訴猶予）になったが、捜査員は「歩行者も加害者になりうると警鐘を鳴らせた」と語る。

近年摘発が相次いでおり、２０１８～１９年に静岡、北九州両市で信号無視をした歩行者とバイクが衝突する事故が発生。静岡の事故では運転者は死亡、北九州では大けがを負い、歩行者は重過失致死や重過失傷害の容疑でそれぞれ書類送検された。その後、いずれも不起訴となっている。

道路交通法では歩行者の信号無視や斜め横断などに対し、２万円以下の罰金か科料の罰則を規定している。これまで警察は主に同法に基づき摘発してきたが、相手を死傷させるなどしたケースについては、より罰則が重い重過失致死罪などを積極的に適用している。

死者の６割

警察が追及姿勢を強めるのは歩行者の行為が事故の原因となる割合が増えているからだ。

警察庁によると、死亡事故で歩行者が、最も過失割合の高い「第１当事者」となったケースは２０年に１５４件で、過去５年間で最多。死亡事故の総数が減少傾向にある中、歩行者が主原因となる事故は横ばい状態だ。

事故での死者は３０年以上、「乗車中」が最多だったが、０８年以降は「歩行中」が最も多い。２０年に事故で死亡した歩行者１００２人のうち、約６割に横断違反や信号無視など何らかの法令違反があり、自らの違反行為が死亡事故の原因となった可能性がある。

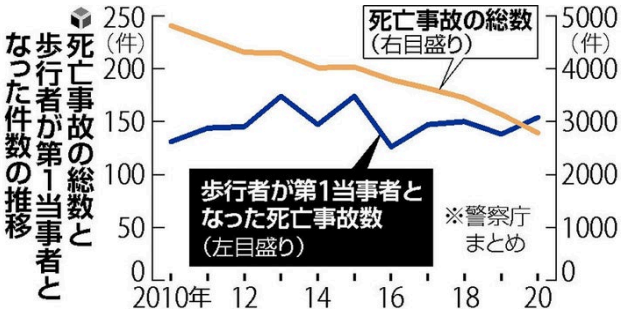

指導警告書交付

横断禁止の道路を渡った歩行者に警告する兵庫県警の警察官（神戸市兵庫区で）＝八木良樹撮影

こうした状況から警察庁は１８年以降、歩行者に交通ルールを守らせる取り組みを徹底するよう都道府県警に繰り返し通達を出している。兵庫県警は昨年６月から、悪質な歩行者に指導警告書を交付する取り組みを始めた。同１２月末までに、違反行為をしたとして３７３３人に警告を出した。県警は記録を１年間保管し、違反を繰り返した場合、交通切符（赤切符）を交付し、道交法上の罰則の適用も検討する。

宮崎県警も同９月に歩行者に警告書を交付する取り組みを開始。岐阜県警も同様の制度を導入している。

交通事故に詳しい実践女子大の松浦常夫教授（交通心理学）は「厳罰化などでドライバー向けの施策は強化されて車の事故は減ったが、歩行者の対策は後回しになってきた。『車が加害者、歩行者は被害者』との意識が根強くある

ことが悪質行為につながっており、歩行者への教育の機会を拡充するべきだ」と指摘する。

歩きスマホ・イヤホンランナー…日常の行動潜む危険

信号無視など明白な違反行為だけでなく、歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」などの行動にも危険が潜んでいる。

東京消防庁によると、徒歩や自転車でスマホを使用して事故に遭い、搬送された人は２０２０年までの５年間で１９６人。うち８割以上は歩行者で、他者との接触や落下事故が起きている。

大阪府池田市は昨年７月、罰則はないが、公共の場でのスマホを操作しながらの歩行などを禁じた「ながらスマホ防止条例」を施行。同様の条例は全国の複数の自治体で定められている。

イヤホンを着けたランナーが自動車や人と接触するなどの事故も起きている。事故の損害賠償に詳しい鈴木啓太弁護士（福岡県弁護士会）は「イヤホン装着中や歩きスマホの事故では過失割合が高くなる可能性があり、注意が必要だ」としている。

********** 以上 **********